

# 令和3年4月より、国民健康保険被保険者証等に 2桁の「枝番」を記載します

### ●令和3年3月下旬よりオンライン資格確認（※）が開始される予定です

オンライン資格確認の開始に伴い、被保険者証（保険証）等について個人単位化にする必要があることから、従来の「記号」「番号」に加えて、2桁の数字の「枝番」が印字されるようになります。

今金町国民健康保険加入者全員に枝番が印字されるのは、令和3年8月の一斉更新時の保険証となりますが、それに先駆けて令和3年4月1日以降に新たに発行される保険証等には枝番が印字されます。

令和3年8月までは、枝番が印字された保険証等を持たれている方と印字されていない保険証等を持たれている方が混在することとなりますが、枝番の印字されていない保険証等も有効期限までは引き続きご利用になれますので、再交付等の手続きは不要です。

枝番は同じ記号番号の中で重複しないように付番しており、枝番の順番にルールはなく、振られた枝番は保険税や給付割合などに影響はありません。

※オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは保険証の記号番号等により、医療機関や薬局がオンラインで資格情報の確認ができる仕組みです。

### ●オンライン資格確認及びマイナンバーカードの保険証利用について

①マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前にご自身でマイナポータルから初回登録が必要となります。

登録には、マイナンバーカードと電子証明書用暗証番号（数字4桁）が必要です。

②カードリーダーが設置されていない医療機関等では、引き続き保険証が必要となりますので、医療機関等に受診の際にはマイナンバーカードと保険証の両方をご持参ください。（利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

お問い合わせ先：今金町保健福祉課 保険・医療グループ

電話番号：0137-82-2780